

横須賀市屋外広告物条例の改正概要

本市では、市内の良好な景観維持と屋外広告物の適正な管理のため、平成13年に屋外広告物条例を定め、都度条例改正を行い取り組んできました。

近年、技術の進展により、プロジェクションマッピングやラッピングなど様々な広告手法が開発され、その活用ニーズがますます高まっており、まちの活性化や都市の魅力向上につながることを期待されています。

しかしながら現在の条例では、新しい手法に対して十分に対応できていない状況にあります。

プロジェクションマッピングについては、国が活用方法等について、自治体が必要な事項を条例で定める際の参考として「投影広告物条例ガイドライン（平成30年3月）」を策定しました。

そこで、本市もまちの魅力を損なわないよう国のガイドラインを参考にプロジェクションマッピングに対応できるよう条例を改正します。

併せて、技術の進展に対応できるよう電柱のラッピングについて、新たに基準を定めます。

また、国の「屋外広告物条例ガイドライン」及び「神奈川県屋外広告物条例」の一部改正と整合を図るための条例改正をします。

【条例改正スケジュール（案）】

令和3年7月28日	横須賀市景観審議会
9月 上旬	9月定例議会で一般報告（パブリックコメント実施予告）
10月 上旬	パブリックコメント実施
令和4年3月 上旬	3月定例議会で条例改正議案提出
4月1日	改正条例施行

【改正概要（案）】

- 1 プロジェクションマッピングの基準設定
- 2 壁面に直接表示し、又は設置するものの高さ基準変更
- 3 自動車等の移動するものの外面を利用するものの基準変更
- 4 電柱を利用するものの基準変更及び条文整備
- 5 管理義務の変更

屋外広告物条例の見直しについて

1. プロジェクションマッピングの基準新設（第9条第1項別表3及び第10条）

近年、プロジェクションマッピングの技術は大きく進展し、その活用ニーズがますます高まっています。またプロジェクションマッピングを活用することで、まちの活性化や都市の魅力向上につながることも期待されています。

そこで、国はプロジェクションマッピングの環境整備を進めるため、活用方法等について、自治体が必要な事項を条例で定める際の参考として「投影広告物条例ガイドライン（平成30年3月）」を策定しました。

本市では既にデジタルサイネージ等の電光表示装置については、道路上からの距離により表示できる大きさを規制していますが、プロジェクションマッピングについては設置基準がありません。

プロジェクションマッピングも電光表示装置と同様に映像が動くものであるため、電光表示装置と同じく道路からの距離により設置基準の規制をし、投影できる大きさを制限するよう規定します。

なお、大規模のプロジェクションマッピングの投影はイベントの場合を想定しており、2週間程度の短期間なイベントで、公益性の高いものについては設置の基準を緩和して投影することを認める方向で考えています。

○改正案

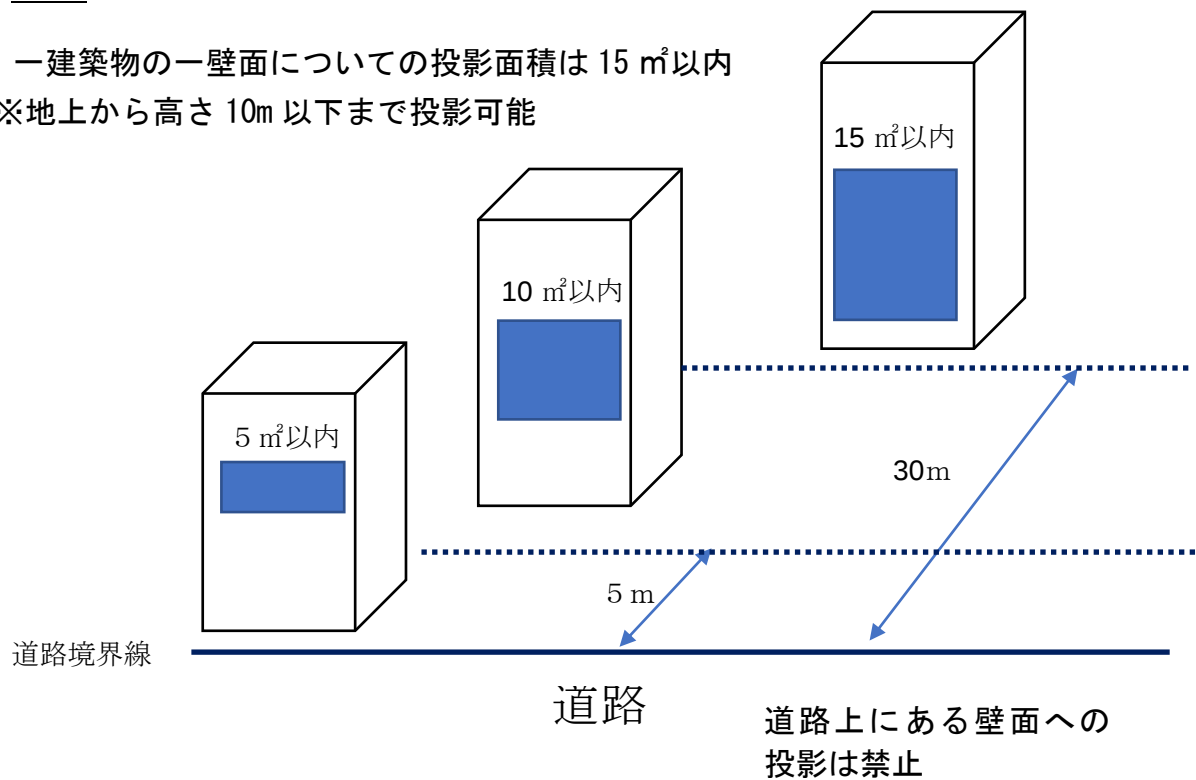
①プロジェクションマッピングを投影するため、電光表示装置と同様に道路からの距離によって基準を設定する。

- ・投影できる地域は第2種許可地域及び第3種許可地域に限る
- ・「壁面に直接表示し、又は設置するもの」、「建築物の壁面から突出するもの」及び「広告塔及び広告板」に限り投影を認める
- ・道路から5m以内は5㎡まで可能
- ・道路から5mを超えて30m以内は10㎡まで可能
- ・道路から30m以内は15㎡まで可能

②まちの活性化等公益を目的とした短期間な行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性のあるものは、届け出のあったものに限り許可及び基準の設定の規定を除外する。

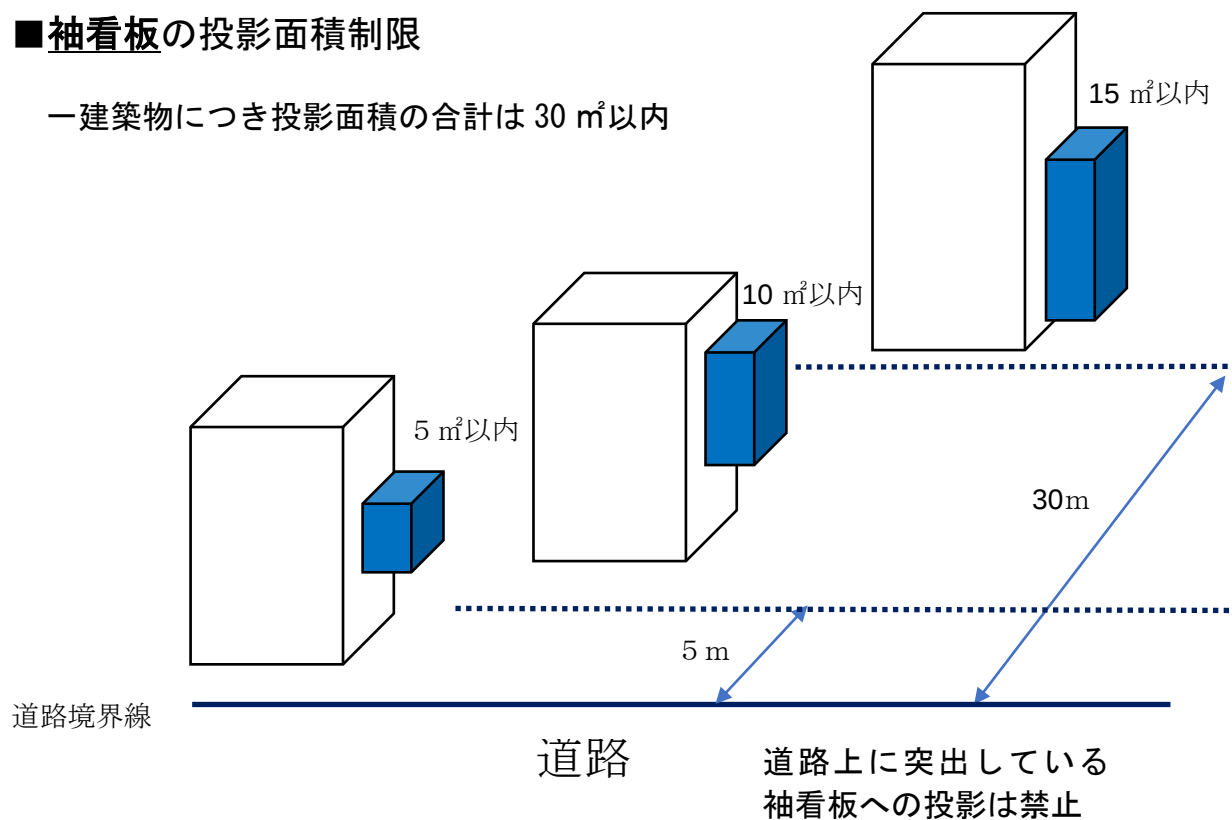
■壁面への投影面積制限

一建築物の一壁面についての投影面積は 15 m²以内
※地上から高さ 10m 以下まで投影可能



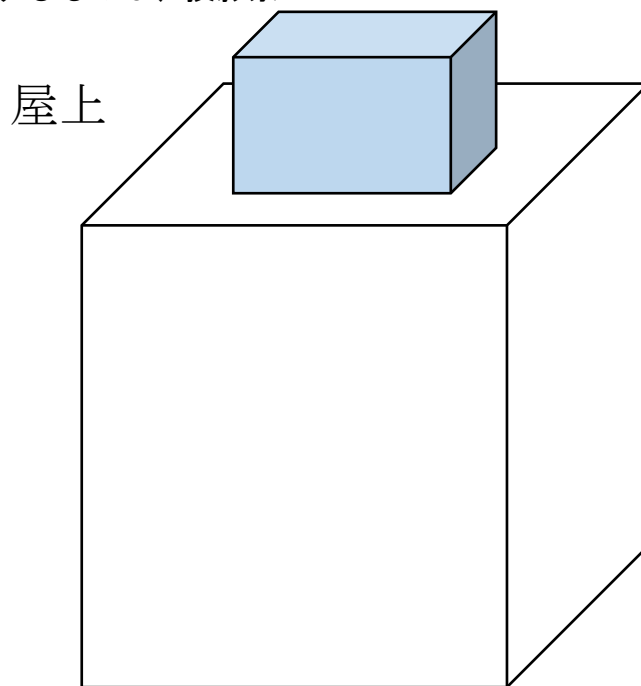
■袖看板の投影面積制限

一建築物につき投影面積の合計は 30 m²以内



■屋上広告の制限

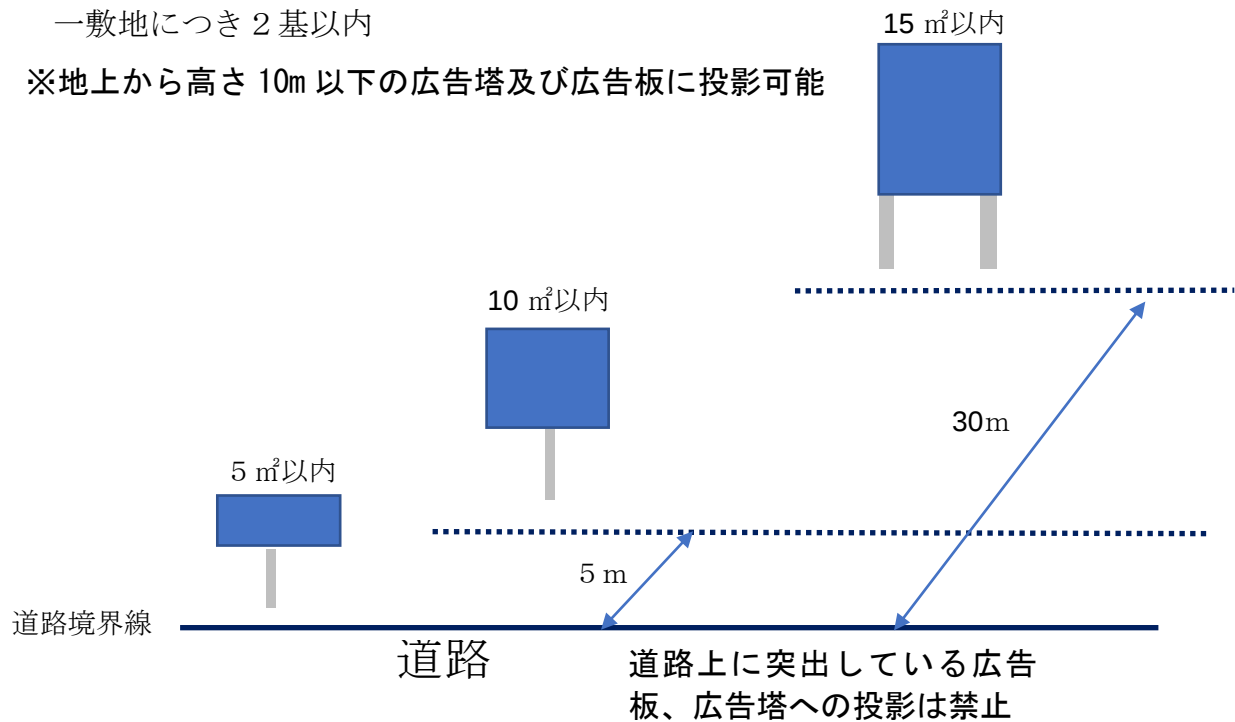
屋上から突出するものは、投影禁止



■広告塔及び広告板の投影面積制限

一敷地につき2基以内

※地上から高さ10m以下の広告塔及び広告板に投影可能



2. 壁面に直接表示し、又は設置するものの基準変更（第9条第1項別表3）

現行は地上からの高さ基準と建築物の窓下基準があり、窓がない壁面と窓がある壁面で掲出できる高さが異なります。建築技術の進歩で全面ガラス張りの建築物も多く存在するようになったなかで、窓がある壁面に設置する場合は、設置位置が著しく低くなることもあるため、様々な形状の建築物があることを考慮して、「窓下以下」の基準を撤廃し、地上からの高さのみの基準に変更します。

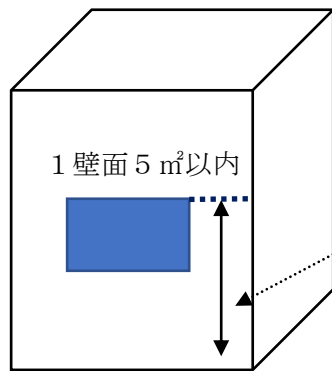
○改正案

①設置位置の高さを窓下以下の基準を撤廃し、地上からの高さのみに変更する

○現行の基準

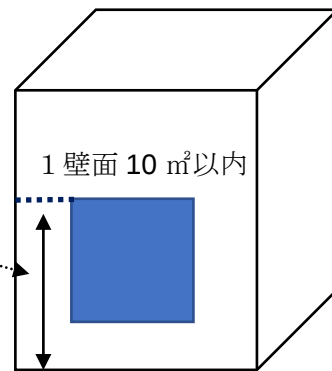
壁面広告

第1種禁止地域・第2種禁止地域



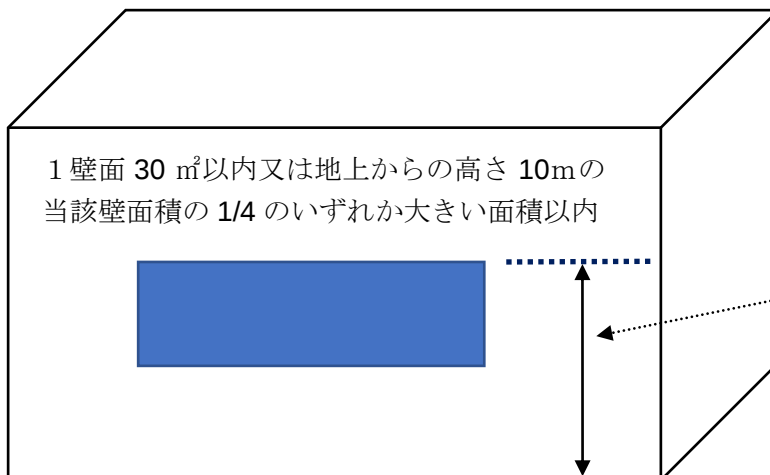
※地上から高さ 5m 以下
かつ 2 階窓下

第1種許可地域



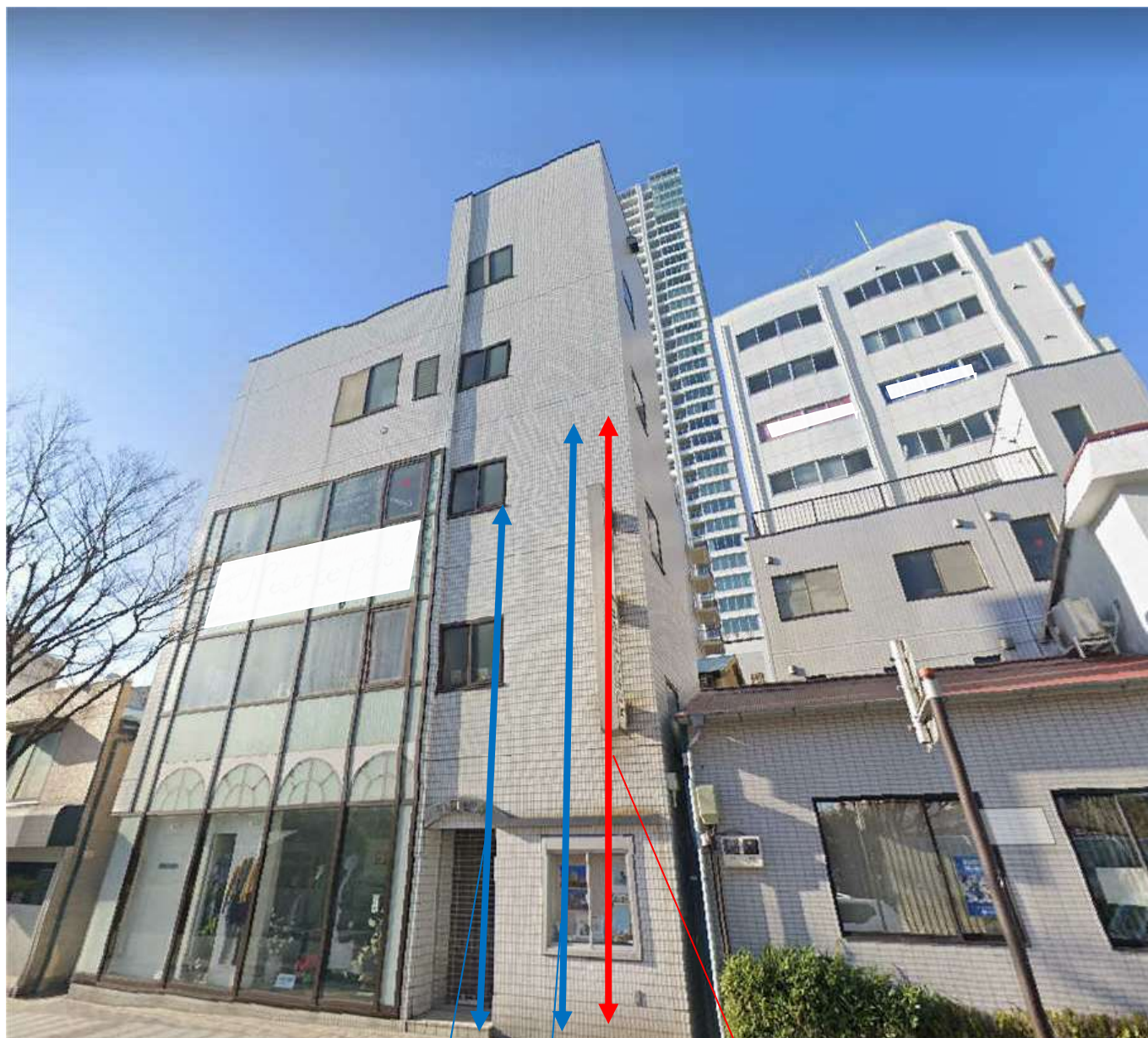
壁面広告

第2種許可地域・第3種許可地域



※地上から高さ 10m 以下
かつ 3 階窓下

イメージ



現行 

改正後 

現行は地上からの高さ基準と建築物の窓下基準があり、窓がない壁面と窓がある壁面で掲出できる高さが違う

高さの基準は地上からの高さのみに改正する

3. 自動車等の移動するものの外面を利用するものの基準変更(第9条第1項別表3)

電車と路線バスは、平成19年に条例改正しラッピングによる掲出が可能となりました。その後、車体全体にラッピングをする他に、側面や後面だけに部分的なラッピングをすることが技術的には可能となってきました。

神奈川県では以前は電車と路線バスは表示面積の合計が4.2㎡を超えない場合、ラッピングを施すことができない状況でしたが、広告が多様となり、現在の許可基準では対応が困難となる事案が発生したため、表示面積4.2㎡を超えるという基準を撤廃し、「ラッピング」か「それ以外」かの2区分に令和2年4月に条例を改正しました。

本市の場合は、電車は以前から広告表示が車体各面の10分の1以下という基準はなく、表示面積にかかわらずラッピングが可能でした。しかし、路線バスは4.2㎡を超えない場合は、ラッピングを施せないため、神奈川県条例で認められているラッピングバスが横須賀市で運行できない状況となっています。そのため、本市も電車と同様に路線バスも表示面積にかかわらず部分的なラッピングができるよう条例改正をします。その場合は、現行と同様に一車体一広告とします。

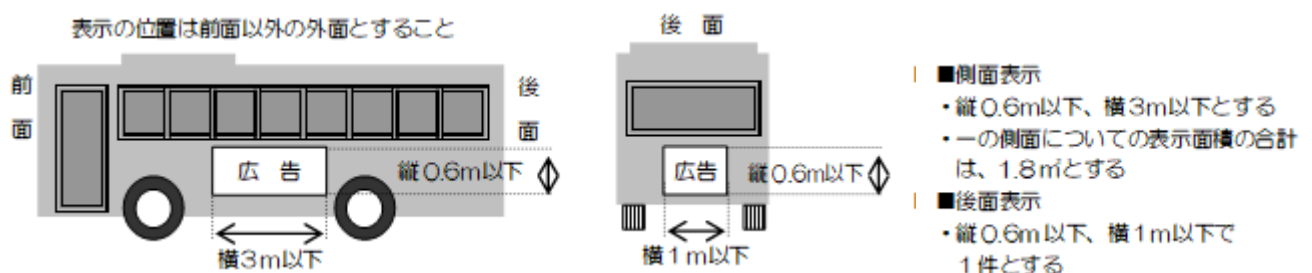
また併せて、掲出する車体についても「電車の外面を利用するもの」、「路線バスの外面を利用するもの」「電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの」といった種別ごとに基準を定めるよう条例を改正します。

○改正案

- ①広告表示計4.2㎡を超えという区分を撤廃し、何㎡でもラッピングを可能とする
- ②現行の4.2㎡を超えるものの区分の基準を「ラッピング」の区分の基準とする
- ③現行の4.2㎡以内のものの区分の基準を「それ以外」の区分の基準とする
- ④4.2㎡の基準を撤廃する以外は現行のままとする。

○現行の基準

表示面積の合計が4.2㎡以内のもの



表示面積の合計が4.2㎡を超えるもの

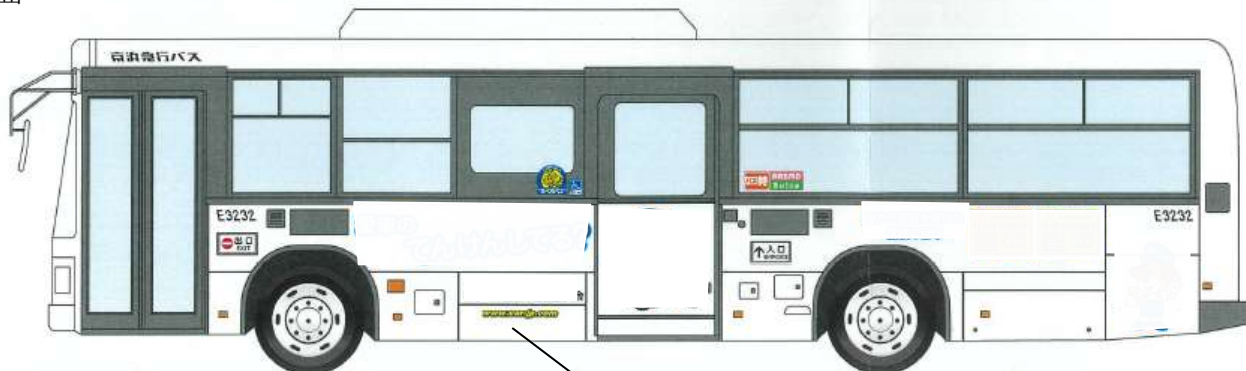
○路線バスは以下の基準によること。

- ①車体の窓下外面の図柄の面積は、当該外面の面積の2分の1以下とすること。
 - ②車体の窓上における表示は、地色1色とすること。
 - ③地色はマンセル値R、RP、YR又はYに属する色については彩度5以下とし、その他の色については彩度3以下とすること。
 - ④タイヤ及びホイールには、表示をしないこと。
- 1車体につき1広告とすること。

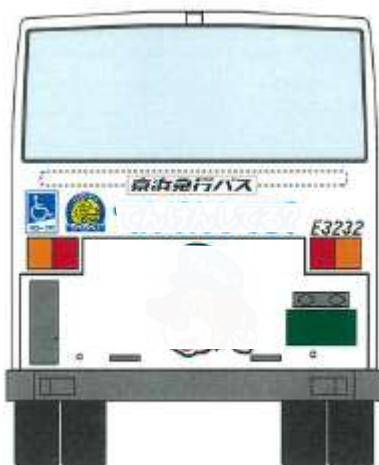
イメージ

現行

両側面、後面の広告表示が計4.2㎡を超えた場合にラッピングが可能になる
側面



後面

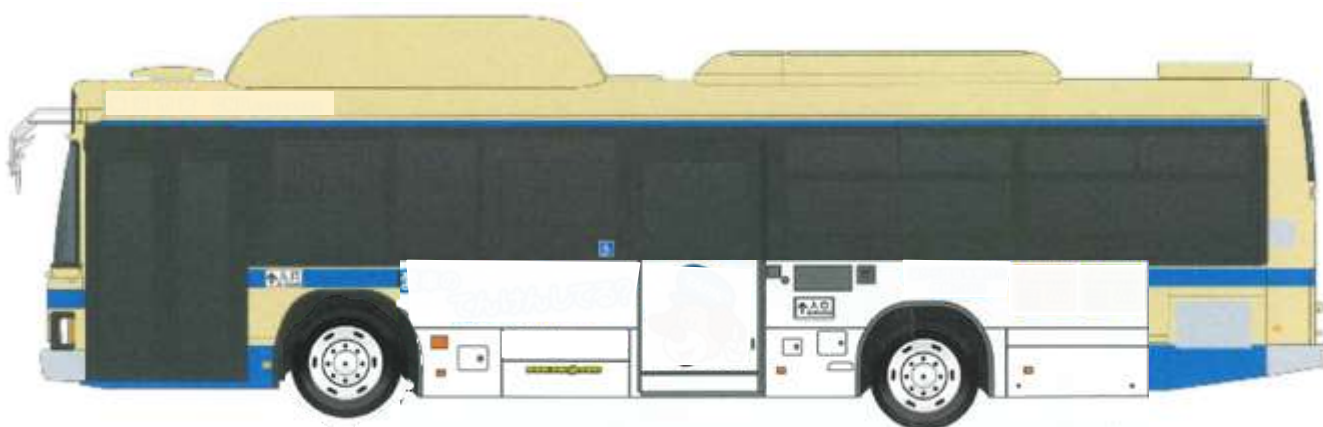


側面は窓下部分が8.6㎡となるバスがあり、片側側面全体をラッピングすれば、残りの側面や後面を部分的にラッピングし、4.2㎡を超えるようラッピングすれば問題ありません。

後面は窓下部分がH1.307×W2.396＝3.132㎡となるバスがあり、後部全面を利用し、図柄が面積の2分1となるラッピングが出来ない状況です。

改正案

広告表示計4.2㎡超えという区分を撤廃し、何㎡でもラッピングを可能とする



ラッピング部分

4. 電柱を利用するもの基準変更（第9条第1項別表3）

電柱を利用するものとして「巻付け看板」、「添か看板」の2種類の方法がありましたが、技術開発に伴い維持管理が容易で耐久性に優れたラッピングでの掲出が可能となりました。

また、近年、民間が主体となった良好な景観形成、地域の魅力向上等を図るためのエリアマネジメント活動が広がってきています。こうした取組みを持続的に行うための安定的な財源確保策として、公共空間に屋外広告物を掲出し、その広告料収入をまちづくりの財源に充てる取組みが見られるようになりました。

技術開発やエリアマネジメントの流れを受け、周囲との景観の調和等を要件として、地域の魅力向上に資するための広告方法としてラッピングの設置基準を新たに設置します。

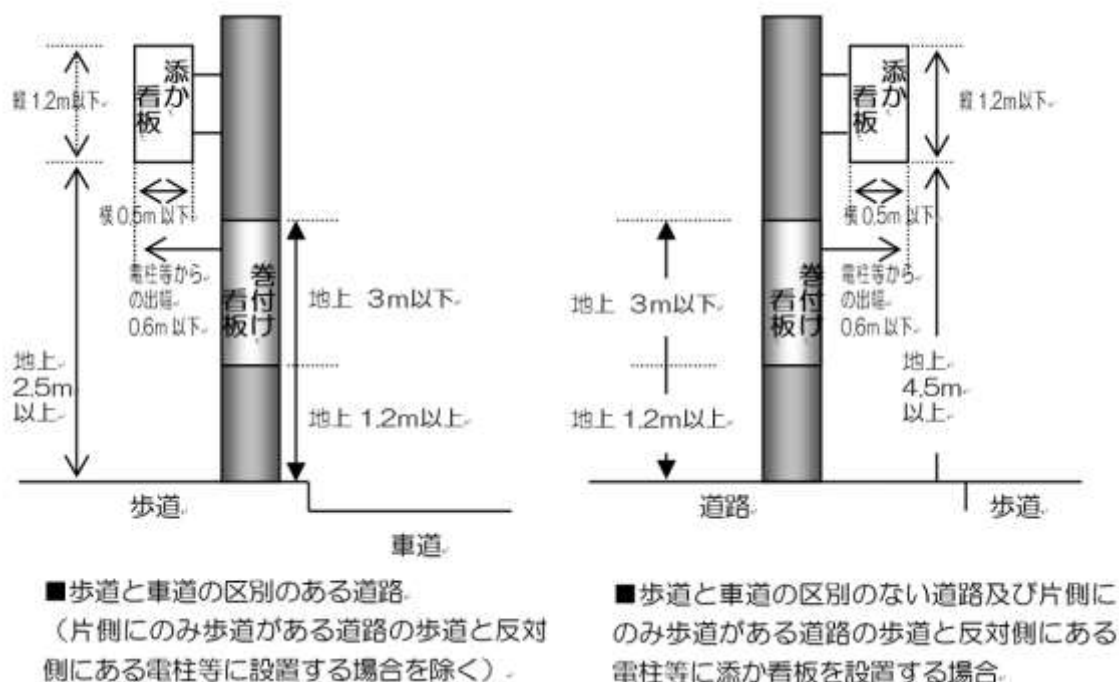
その際には、ラッピングの特性を活かした鮮やかなデザインの表示を可能とするため、巻付け看板では制限している地色の規定は除外します。

ただし、電柱1本毎に別々な企業が各々の企業広告をラッピングすることは、秩序が保たれず景観を損ねるため、その地区・地域毎に統一した広告を掲出することで、地域の振興につながるような公益的な広告を掲出することを条件とします。また、併せて条文整備をし、「原則として」という曖昧な表現を削除します。

○改正案

- ①「巻付け看板又は添か看板」のみの基準にラッピングも追加する。
- ②ラッピングで設置する場合は、公益を目的としたものに限り表示を認める。
- ③設置基準は地上0.3メートル以上4.2メートル以下とする。
- ④ラッピングの場合は地色の規制は無くす

○現行の基準



地色は、マンセル値による無彩色又は彩度 2.0 以下かつ、明度 8.5 以上とし、使用できる色数は1色とすること。ただし、公共案内広告物（道路名称又は町名地番表示）を表示する部分の地色は、マンセル値 G 又は GY に属する色を使用することができる

イメージ

現行



巻付け看板

設置位置

地上から 1.2m以上、3 m以下



添か看板

設置位置

歩道の場合

地上から 2.5m以上

車道の場合

地上から 4.5m以上

改正案



ラッピング

設置位置

地上から 0.3m以上、4.2m以下

5. 管理義務の変更（第16条）

国の屋外広告物条例ガイドライン改正に伴う変更するもので、広告物が設置されているビル等の所有者、占有者にも適切な管理を行わせるようにします。

この管理義務についての規定はすべての広告物等について適用されます。

なお、除却義務、違反に対する措置、立入検査については、「所有者若しくは占有者が、必ずしも、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に該当するとは限らない場合がある」と法務省から指摘されているため変更はしません。

○改正前

広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

○改正案

広告物を表示し、若しくは設置する者若しくは管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。